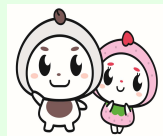


障害福祉分野就職支援金貸付事業のご案内

障害福祉分野で 働いてみませんか？



他業種等で働いていた方等で、介護職員初任者研修など所定の研修を修了した方が、初めて障害福祉分野で就職するための資金を無利子でお貸します。

貸付額

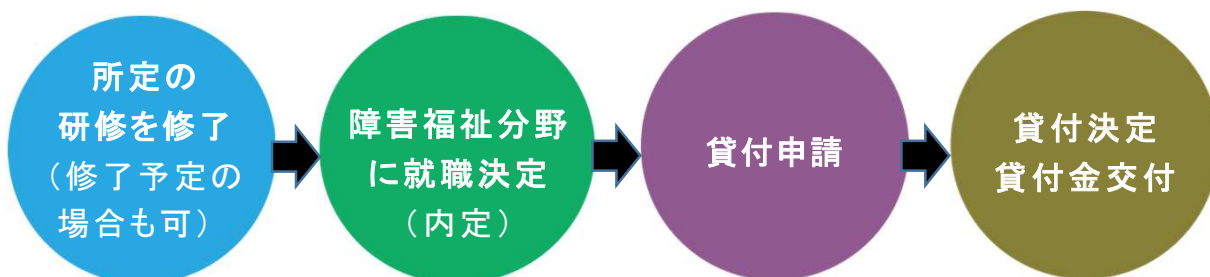
20万円以内

2年間従事すると全額返還免除

【免除に関する留意事項】

- ・大分県内の障害福祉分野で障害福祉職員として2年間の業務従事が必要です。
- ・他分野へ転職等された場合は返還となります。

申請の流れ



【貸付に関する問い合わせ先】

社会福祉法人大分県社会福祉協議会 福祉資金部

TEL:097-515-7771 FAX:097-515-7772

※詳細はHPをご参照ください。

<https://www.oitakensyakyo.jp/>

大分県社会福祉協議会



貸付対象者

次の全てに該当すること

- ①介護職員初任者研修等の所定の研修を修了した者又は修了を予定している者。
- ②大分県内の障害福祉サービスを提供する施設又は事業所に障害福祉職員として就労した者若しくは就労を予定している者。
- ③原則として大分県内に住民登録している者であって、上記②の施設又は事業所において障害福祉職員の業務に従事しようとする者。
- ④「離職介護人材再就職準備金」又は「介護分野就職支援金」等、他の貸付けを受けたことがない者。

資金の使途

例えばこのような費用
にご利用できます。

※この他にもご利用できる
費用がありますので、大分
県社会福祉協議会 福祉資
金部に相談してください。



子どもを預けるための費用



障害福祉に係る軽微
な情報収集や講習会
参加費又は参考図書
等の購入費



転居に伴う費用



通勤用自転車・バイク等
購入費



介護ウェアなどの
業務用被服費等